



5月20日、白浜地区社会福祉協議会の方々と、白浜保育園の園児が世代間交流の一環として芋苗植え体験を行いました。

園児たちは、さつま芋の成長を楽しみに収穫できる日を今から心待ちにしているそうです。

社会福祉法人 **横芝光町社会福祉協議会**

〒289-1727 千葉県山武郡横芝光町宮川11902 TEL 0479-80-3611 FAX 0479-80-3651
E-mail info@yokoshibahikarishakyo.jp <http://www.yokoshibahikarishakyo.jp/>

受賞おめでとぅーいざいます

令和四年三月二十五日、社会福祉協議会会議室において表彰状伝達式が行われました。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から少人数に分かれての伝達式とし、地域福祉の発展に貢献された方々に、社会福祉協議会長より表彰状を贈呈致しました。

社会福祉協議会長表彰

【地区社協】

- () ※地区社協名・分会名
- 増田 功 (南部1分会)
- 鈴木千恵子 (上堺)
- 大木のり子 (日吉)
- 小川光子 (日吉)
- 加瀬育子 (日吉)
- 越川まさ子 (日吉)
- 白玉洋子 (日吉)
- 半田美智子 (日吉)
- 布施貞雄 (南条)
- 岩澤和子 (南条)
- 向後正克 (東陽)
- 林 正信 (東陽)
- 星野美佐枝 (東陽)
- 松岡哲夫 (東陽)

【生き生きクラブ】() ※地区名

青柳泰巨 (篠本一区)

高埜考子 (鳥喰沼)

【ボランティア】() ※地区名

阿部洋子 (栗山)

社会福祉協議会長感謝状

日蓮宗千葉県東部宗務所

宗務所長 富永観瑞

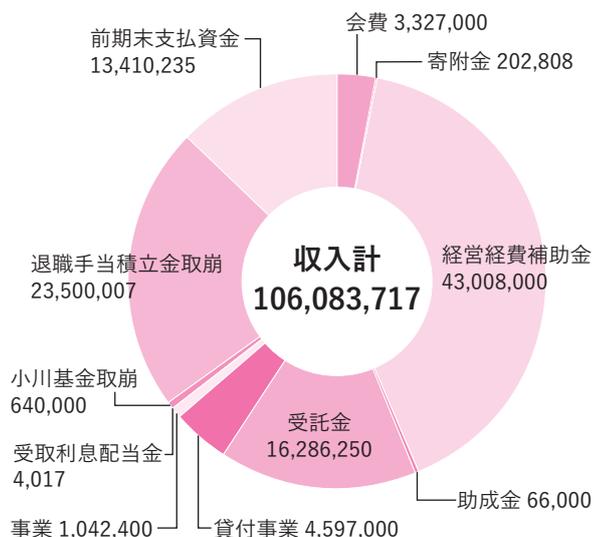
(順不同・敬称略)



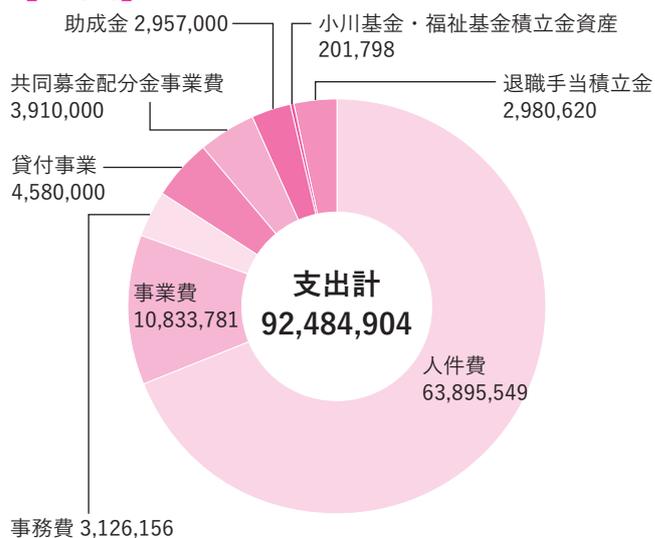


令和3年度 決算 (単位：円)

【収入】



【支出】



貸借対照表

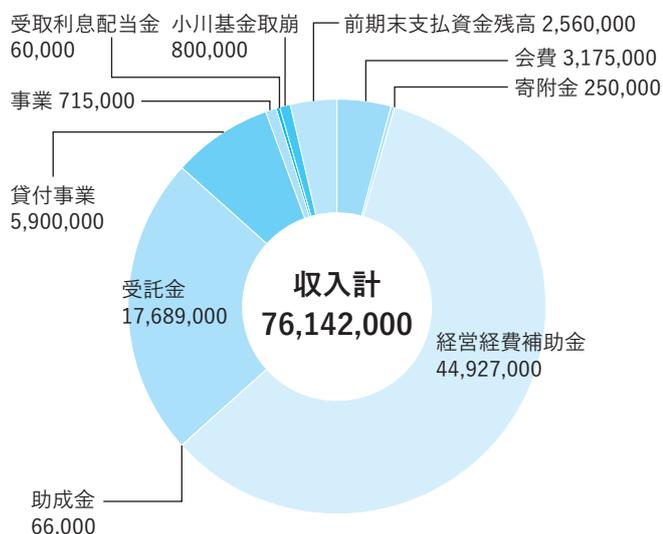
令和4年3月31日現在

(単位：円)

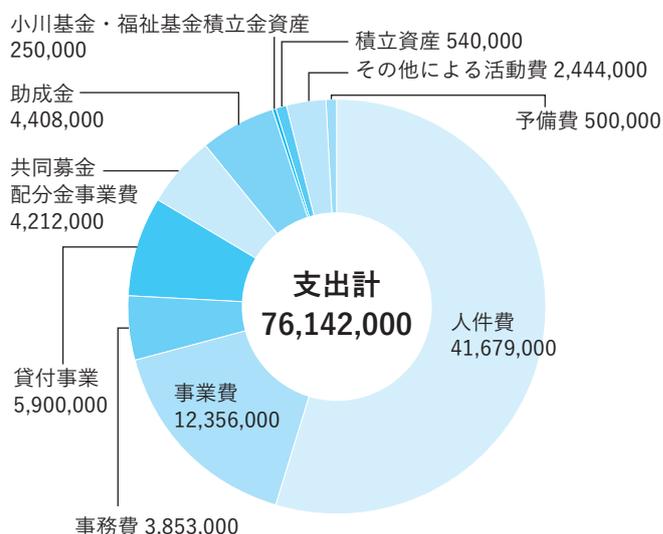
勘定科目	当年度末	前年度末	増減	勘定科目	当年度末	前年度末	増減
<資産の部>				<負債の部>			
流動資産	41,216,338	45,937,044	-4,720,706	流動負債	27,617,525	32,526,809	-4,909,284
固定資産	96,326,601	112,018,632	-15,692,031	固定負債	55,062,980	73,321,410	-18,258,430
基本財産	3,000,000	3,000,000	0	負債の部合計	82,680,505	105,848,219	-23,167,714
その他の固定資産	93,326,601	109,018,632	-15,692,031	<純資産の部>			
				基本金	3,000,000	3,000,000	0
				基金	66,396,252	66,834,454	-438,202
				国庫補助金等特別積立金	531,118	1,286,505	-755,387
				その他の積立金	1,806,496	1,806,496	0
				次期繰越活動増減差額	-16,871,432	-20,819,998	3,948,566
				(うち当期活動増減差額)	3,948,566	-9,907,436	13,856,002
				純資産の部合計	54,862,434	52,107,457	2,754,977
資産の部合計	137,542,939	157,955,676	-20,412,737	負債及び純資産の部合計	137,542,939	157,955,676	-20,412,737

令和4年度 予算 (単位：円)

【収入】



【支出】



社会福祉協議会事業

住民たすけあいサービス

町民の参加と協力を得て援助を必要とする方に低額な料金で家事援助、買い物代行等の生活支援を行います。

福寿会

おおむね70歳以上で引きこもりがちなひとり暮らしの方

健康体操 認知症予防

レクリエーション

参加費：無料
参加申込：地区の担当民生委員へ申し込み取りまとめ依頼

福祉カー・車いす貸出

リフト付きワゴン車・車いすを一時的に貸し出します。

福祉カー：高齢者や障がいをお持ちの方等

車いす：一時的に必要な場合

利用料：無料



外出支援サービス

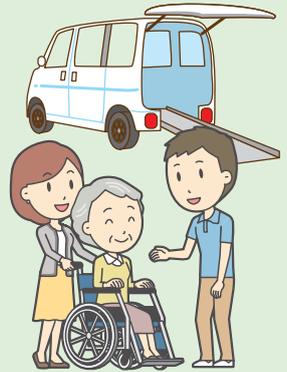
介護保険認定者・心身に障がいをお持ちの方で家庭で送迎ができない方を病院、公共機関等へ送迎します。

利用：月3回
(透析月6回)

利用料：無料

予約受付：

1ヵ月前から可⇒社協
新規利用申込⇒町福祉課



ふれあいサロン

小地域において高齢者等が気軽に集まれるふれあいの場づくりを推進します。

助成金：有



日常生活自立支援事業(すまいる)

福祉サービス利用援助・財産管理・保全サービス

高齢者等に代わり預金の出し入れや公共料金の支払い等を行ったり、証書等を預かるサービス
年会費・サービス利用料がかかります。

声の訪問サービス

65歳以上の一人暮らしで見守りが必要な方にボランティアが定期的に電話をかけて様子をうかがいます。

福祉教育

小中学生福祉体験学習会
介助犬、高齢者疑似体験、バラスポーツ体験等
福祉のまちづくり作品募集
作文・ポスター

地区社協

7地区社協と7分会(横芝地区)による地域福祉事業の展開

地区敬老会 ゆうあい訪問

グラウンドゴルフ

世代間交流 他いろいろ

ボランティア活動推進

活動支援、人材育成等を行い、ボランティア活動の推進を図ります。

ボランティア連絡協議会
運営委員会(兼ボランティアルーム)
毎月第2金曜日
ボランティア派遣事業
随時受付

相談事業

心配ごと相談
毎月第2・第4火曜日
時間：午後1時30分～4時
法律相談(弁護士)※要予約
毎月第1・第3火曜日
場所：社会福祉協議会
時間：午後1時30分～4時
高齢者お悩み相談
(生活支援等コーディネーター)
電話にて随時

見舞金等

高齢者世帯に歳末見舞品、要保護・準要保護世帯の小中学生に歳末見舞金、入学祝金を贈ります。

火災や風水害に遭われた方に見舞金を贈ります。

団体事務

生き生きクラブ
日赤横芝光町分区
共同募金会横芝光町支会
身体障害者福祉会

広報啓発

福祉のつどい開催
表彰・慰労会
ホームページ開設
声の広報作成(ボランティア)
広報紙発行 年4回

貸付事業

町社協貸付
一時的に資金が必要となった方で返済能力のある方
限度額50,000円
高額療養費貸付
高額療養費支給対象者
県社協貸付

地域活動支援センター運営

心身障がい者で通所できる方に作業を提供し併せて生活指導を行います。
定員：13名
場所：プラム西側

住民たすけあいサービス「協力会員」募集!

～あなたが支えるまちづくりは、いつか、あなたを支えるまちづくりに～

住民たすけあいサービスとは

日常生活のちょっとした困りごと（買い物等の代行や家事援助、外出時の付添いなど）をお手伝いするサービスです。

近頃は、ご高齢で買い物に行けず困っているなどの相談が多く寄せられています。月に1、2回程度でも構いませんので、住民たすけあいサービスにご協力いただける方のご応募をお待ちしています。



皆さまのご協力をお願いいたします。★

問い合わせ

横芝光町社会福祉協議会

☎ 80-3611



買い物代行の品物を届ける協力会員さん

聴いて
みませんか

声の広報

声のボランティア「ほいす」では、町の広報をCDに吹き込み希望者にお届けしています。

その他、図書館や文化会館など公共施設等にも置いてあります。「広報を読むのはちょっと」と思っている方、ご利用してみてもいいですか。

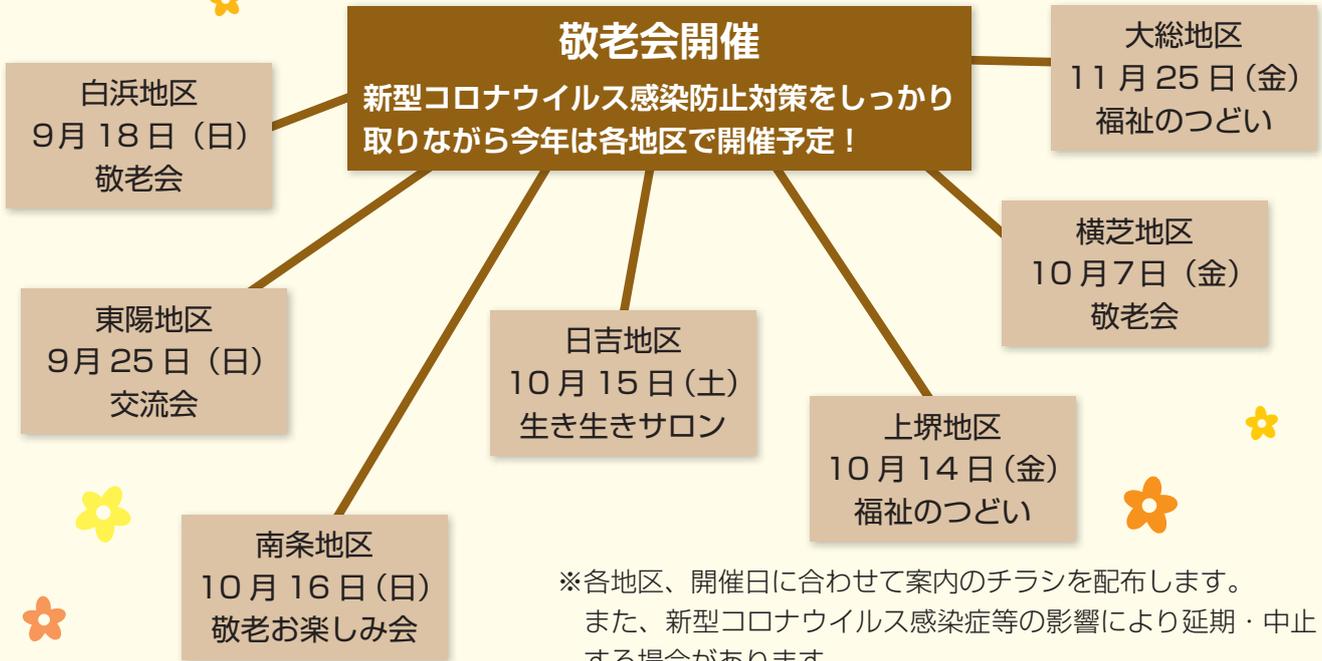


5月16日(月)～6月30日(木)まで行ったフードドライブ(食品回収)に多くの方のご協力をいただきました。いただいた食品は、フードバンク千葉に届けるとともに町民の皆様のために活用させていただきます。

ご協力
.....
ありがとうございました

地域のふれあい活動

地区社協



※各地区、開催日に合わせて案内のチラシを配布します。
また、新型コロナウイルス感染症等の影響により延期・中止
する場合があります。



生き生きクラブ会員募集中！



生き生きクラブって何？

生き生きクラブは旧老人クラブの事で、平成27年に改名して横芝光町生き生きクラブになりました。

どんな活動をしているの？

グラウンドゴルフ大会、囲碁大会、ゲートボール大会、特選演芸会、親睦旅行(一泊・日帰り)、芸能活動(劇、創作ダンス、ハンドベル)等様々な活動を行っています。

また、各単位クラブでも独自の事業を展開しています。



カトリア会の皆さんが、きれいな花壇を作ってくれました。

環境美化活動

問い合わせ

横芝光町社会福祉協議会 ☎ 80-3611

福祉資金の貸付制度についてご案内

生活福祉資金貸付制度とは？

生活福祉資金貸付制度は、県の社会福祉協議会が貸付を行っている制度で、他からの融資の受けられない所得の比較的少ない世帯、家族の中に日常生活において介護が必要な高齢者（65歳以上）や身体障害者、知的障害者、精神障害者のいる世帯の自立と安定に役立てていただくための貸付制度で、市区町村の社会福祉協議会が窓口となって運営しています。（※貸付審査・決定は千葉県社会福祉協議会で行います）

資金の用途に応じ、「総合支援資金」「福祉資金」「教育支援資金」「不動産担保型生活資金」の4つの資金があります。



◆総合支援資金

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とする場合の貸付金です。

◆福祉資金

低所得世帯、障がい者世帯または高齢者世帯（療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る）に対し貸し付ける貸付金です。

- (1)福祉費…日常生活や自立した生活を送るために、一時的に必要と見込まれる費用
- (2)緊急小口資金…緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に必要となる小額の費用

◆教育支援資金

低所得世帯に属する者が就学に際し必要となる費用を貸し付けるものです。

就学するご本人が借受人となっただけ、世帯の生計中心者が連帯借受人となっただけです。

- (1)教育支援費…高校、専門学校、短大、大学で就学するために必要な授業料等の費用
- (2)就学支度費…高校、専門学校、短大、大学に入学するために必要な入学金、制服・教材購入のための費用

◆不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として毎月の生活費の貸付を行う貸付金です。

※生活福祉資金の貸付に当たっては審査を行います。申請内容によっては貸付に至らない場合もあります。

町の貸付制度もあります。詳しい内容については、社会福祉協議会までご相談ください。☎ 80-3611

日常生活自立支援事業（通称：すまいる）

金融機関や公共料金の支払に行くのが大変、印鑑をどこにしまったか忘れてしまわないか不安という方のお手伝いをします。

【サービス内容】

- 福祉サービス利用の手続き、公共料金の支払いやお金の出し入れなど
- 年金証書や印鑑などのお預かり
- 年会費・利用料がかかります。

詳しくは 社会福祉協議会 ☎ 80-3611 まで

